



議案第十一号

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

次のとおり特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
ることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六
条第一項の規定によ
り、本議会の議決を求める。

昭和六十年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和六拾年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第 号

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条例
第三号）の一部を次のように改正する。

別表中（一）を次のように改める。

（一）
報酬

区分	報酬の額
監査委員	議会の議員のうちから選任された委員 月額 二〇、五〇〇円 知識経験を有する者のうちから選任された委員 月額 三〇、六〇〇円

教育委員	農業委員	固定資産 評価審査委員	選挙管理委員
委員長 月額 三四、〇〇〇円 委員長職務代理者 月額 二四、五〇〇円 委員 月額 二二、八〇〇円	会長 月額 三四、〇〇〇円 会長職務代理者 月額 二四、五〇〇円 委員 月額 二二、八〇〇円	会長 日額 六、三〇〇円 委員 日額 四、七〇〇円	委員長 日額 六、三〇〇円 委員 日額 四、七〇〇円

選挙長	一回につき	六、三〇〇円
投票管理者	日額	六、三〇〇円
開票管理者	一回につき	六、三〇〇円
投票立会人	日額	五、一〇〇円
開票立会人	一回につき	五、一〇〇円
選挙立会人	一回につき	五、一〇〇円
法律又はこれに基づく政令で定められた附属機関の委員その他これに類する構成員	日額	四、一〇〇円
条例で定めた附属機関の委員その他これに類する構成員	日額	四、一〇〇円

附 則

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。